

議案第54号

特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年7月16日提出

芽室町長 手 島 旭

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（夜間介護業務手当）

第6条 夜間介護業務手当は、公立芽室病院に勤務し、本務として介護業務に従事する介護員等が正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる入院患者の介護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき6,100円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公立芽室病院において、療養型病棟を運用するに当たり、介護職員の深夜勤務に対する特殊勤務手当を規定するため、本条例を改正しようとするものであります。

## 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(夜間介護業務手当)</p> <p>第6条 夜間介護業務手当は、公立芽室病院に勤務し、本務として介護業務に従事する介護員等が正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる入院患者の介護の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき6,100円とする。</p> <p>(対象範囲の制限)</p> <p>第7条 一路—</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 一路—</p> <p>(補助)</p> <p>第9条 一路—</p>	<p>(対象範囲の制限)</p> <p>第6条 一路—</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 一路—</p> <p>(補助)</p> <p>第8条 一路—</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>